掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ２節 運搬費 P5-2-16			参照節の変更

参考資料－１

仮設鋼材の輸送起算点

（１）仮設鋼材の輸送起点は下記の所在地を参考とする。

表３．１　輸送起算点（仮設鋼材）

所在地		旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村
鋼矢板	Ⅲ型	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	Ⅳ型	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
軽量鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
Ｈ型鋼 山留材 （主材・副部材）	H-２００	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－
	H-２５０	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－
	H-３００	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	H-３５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
	H-４００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
（桁材）	H-５９４	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覆工板		－	－	○	○	○	－	－	－	○	－
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	－	－	○	－	○	－	－	○	○	－
仮設落石防護柵	H-１２５	○	○	－	－	－	○				－
敷鉄板											○

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。
２．次の事項により上表により難い場合は、別途実態を勘案のうえ積算すること。
・使用数量が特に多い場合
・近傍にて数量を確保できる場合（鋼矢板・Ｈ形鋼・覆工板・仮設防護柵・仮設落石防護柵）
・近傍にて数量を確保できない場合（仮設落石防護柵、敷鉄板）【H23.10.1改訂】仮設落石防護柵削除
・近傍にて数量を確保できない場合（敷鉄板）
・上表に無い特別な資材については別途考慮する。
３．敷鉄板については、第３章６節仮設工　参考資料－１の敷鉄板設置・撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。

参考資料－１

仮設鋼材の輸送起算点

（１）仮設鋼材の輸送起点は下記の所在地を参考とする。

表３．１　輸送起算点（仮設鋼材）

所在地		旭川市	苫小牧市	北広島市	千歳市	江別市	伊達市	比布町	池田町	美幌町	各市町村
鋼矢板	Ⅲ型	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	Ⅳ型	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
軽量鋼矢板	Ⅱ型	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
Ｈ型鋼 山留材 （主材・副部材）	H-２００	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－
	H-２５０	－	－	○	－	○	－	－	－	－	－
	H-３００	－	－	○	○	○	－	○	○	○	－
	H-３５０	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
	H-４００	－	－	○	○	○	－	－	－	－	－
（桁材）	H-５９４	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
覆工板		－	－	○	○	○	－	－	－	○	－
仮設防護柵	Gr-C-2B-2	－	－	○	－	○	－	－	○	○	－
仮設落石防護柵	H-１２５	○	○	－	－	－	○				－
敷鉄板											○

（注）１．各市各町で示されている起算点の起算場所は、市役所又は役場とする。
２．次の事項により上表により難い場合は、別途実態を勘案のうえ積算すること。
・使用数量が特に多い場合
・近傍にて数量を確保できる場合（鋼矢板・Ｈ形鋼・覆工板・仮設防護柵・仮設落石防護柵）
・近傍にて数量を確保できない場合（仮設落石防護柵、敷鉄板）【H23.10.1改訂】仮設落石防護柵削除
・近傍にて数量を確保できない場合（敷鉄板）
・上表に無い特別な資材については別途考慮する。
３．敷鉄板については、第３章３節仮設工　参考資料－１の敷鉄板設置・撤去歩掛で計上した敷鉄板を対象とする。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ４節 事業損失防止施設費 P5-4-2			（水産庁準拠） 記載の追記

現行

２　事業損失防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	積算要素	代価表
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜設置　120m当り
			汚濁防止膜撤去　120m当り
			汚濁防止膜賃料　１式当り
		汚濁防止膜移設費	汚濁防止膜移設　120m当り
		汚濁防止膜保守管理費	汚濁防止膜点検　１式当り
		汚濁防止膜清掃費	汚濁防止膜清掃　100㎡当り
			処分費　１式当り

２－１　適用範囲

本項は、汚濁防止膜の設置・撤去、移設及び保守管理等に適用する。

２－２　施工フロー

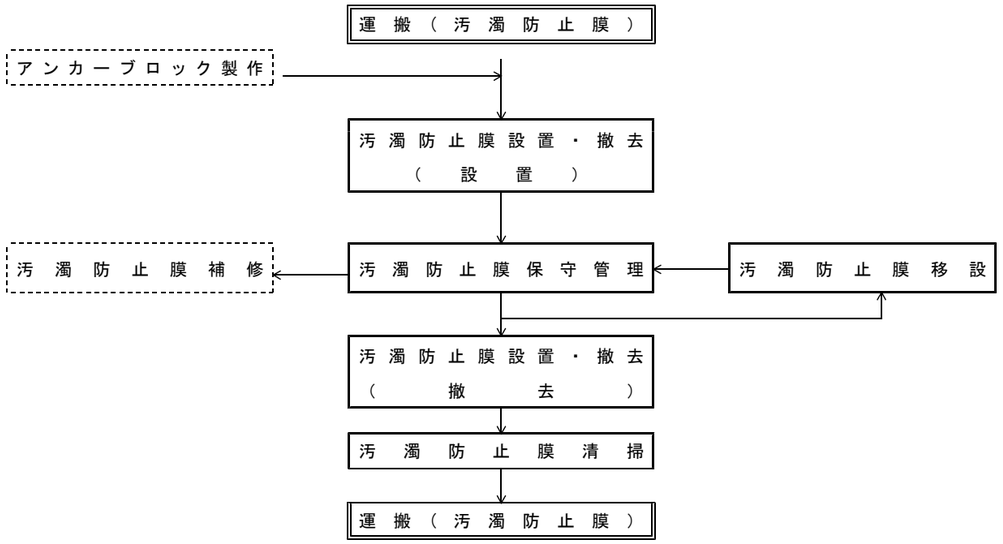

注）本項の歩掛は［　　］の部分である。

２－３　汚濁防止膜設置・撤去費

２－２－１　代価表作成手順

［汚濁防止膜設置・撤去費の積算］

・工種等
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 → ・市場単価適用条件以外は別途積算

↓

［第４章　市場単価］

・標準市場単価 → 代価表の作成 → ・汚濁防止膜設置　１２０m当り代価表
・汚濁防止膜撤去　１２０m当り代価表

［汚濁防止膜賃料］

代価表の作成 → ・汚濁防止膜賃料　１式当り代価表

改定

２　事業損失防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	積算要素	代価表
事業損失防止施設費	水質汚濁防止膜	汚濁防止膜設置・撤去費	汚濁防止膜設置　120m当り
			汚濁防止膜撤去　120m当り
			汚濁防止膜賃料　１式当り
		汚濁防止膜移設費	汚濁防止膜移設　120m当り
		汚濁防止膜保守管理費	汚濁防止膜点検　１式当り
		汚濁防止膜清掃費	汚濁防止膜清掃　100㎡当り
			処分費　１式当り

２－１　適用範囲

本項は、汚濁防止膜の設置・撤去、移設及び保守管理等に適用する。

２－２　施工フロー

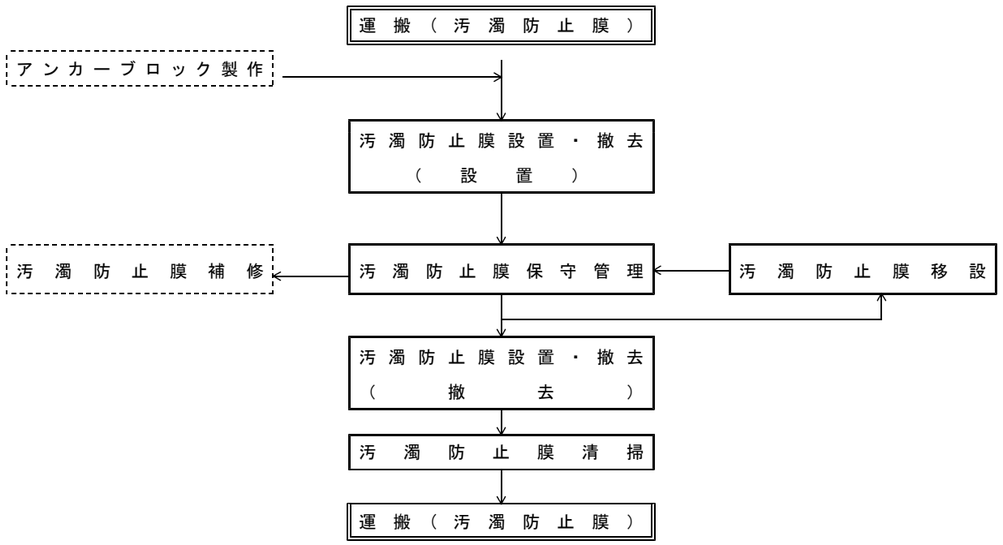

注）本項の歩掛は［　　］の部分である。

２－３　汚濁防止膜設置・撤去費

２－２－１　代価表作成手順

［汚濁防止膜設置・撤去費の積算］

・工種等
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 → ・市場単価適用条件以外は別途積算

↓

［第４章　市場単価等］

・標準市場単価 → 代価表の作成 → ・汚濁防止膜設置　１２０m当り代価表
・汚濁防止膜撤去　１２０m当り代価表

［汚濁防止膜賃料］

代価表の作成 → ・汚濁防止膜賃料　１式当り代価表

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ４節 事業損失防止施設費 P5-4-3			（水産庁準拠） 記載の追記

現行

２－３－２　施工方式

１）作業内容

（１）汚濁防止膜設置

組　立 → 投　下 → えい航 → 設　置

アンカーブロック製作 → 設　置

注）［　　］：別途計上

（２）汚濁防止膜撤去

撤　去 → えい航 → 陸　揚 → 解　体

２－３－３　施工歩掛

１）代価表

（１）汚濁防止膜設置　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜設置	クレーン込み	ｍ	１２０	市場単価

注）アンカーブロック製作は、別途計上する。

（２）汚濁防止膜撤去　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜撤去	クレーン込み	ｍ	１２０	市場単価

（３）汚濁防止膜賃料　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜賃料		ｍ	１２０	

注）汚濁防止膜賃料は、「建設物価」「積算資料」による。

２－４　汚濁防止膜移設費

２－４－１　代価表作成手順

・工種等
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算

↓

［第４章　市場単価］

・標準市場単価（クレーン込み）
→ 代価表の作成 →・汚濁防止膜移設１２０ｍ当たり代価表

２－４－２　施工方式

１）作業内容

分　解 → えい航 → 移　設

改定

２－３－２　施工方式

１）作業内容

（１）汚濁防止膜設置

組　立 → 投　下 → えい航 → 設　置

アンカーブロック製作 → 設　置

注）［　　］：別途計上

（２）汚濁防止膜撤去

撤　去 → えい航 → 陸　揚 → 解　体

２－３－３　施工歩掛

１）代価表

（１）汚濁防止膜設置　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜設置	クレーン込み	ｍ	１２０	市場単価

注）アンカーブロック製作は、別途計上する。

（２）汚濁防止膜撤去　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜撤去	クレーン込み	ｍ	１２０	市場単価

（３）汚濁防止膜賃料　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜賃料		ｍ	１２０	

注）汚濁防止膜賃料は、「建設物価」「積算資料」による。

２－４　汚濁防止膜移設費

２－４－１　代価表作成手順

・工種等
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算

↓

［第４章　市場単価等］

・標準市場単価（クレーン込み）
→ 代価表の作成 →・汚濁防止膜移設１２０ｍ当たり代価表

２－４－２　施工方式

１）作業内容

分　解 → えい航 → 移　設

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ４節 事業損失防止施設費 P5-4-4			（水産庁準拠） 記載の追記

現行

２－４－３　施工歩掛

１）代価表

（１）汚濁防止膜移設　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜移設		ｍ	１２０	市場単価

２－５　汚濁防止膜保守管理費
２－５－１　代価表作成手順
［汚濁防止膜保守管理の積算］

・工種等
・併用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価】
・標準市場単価 → 代価表の作成 →・汚濁防止膜保守管理１式当た代価表

２－５－２　施工方式
汚濁防止膜保守管理は、３日に１回の点検を標準とする。

２－５－３　施工歩掛
１）代価表
（１）汚濁防止膜保守管理　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜点検		回		市場単価

【計算例】
条件：施工延長　７００ｍ，対象期間　７０日
点検回数　　７０日×１回／３日＝２３回　（小数１位四捨五入）

２－６　汚濁防止膜清掃費
２－６－１　代価表作成手順

・供用期間
・（付着量）
→ 清掃費計上の有無 →・供用期間30日以上を対象
↓
処分費の計上 →①処分費（見積による）
↓
①処分費 → 代価表の作成
・汚濁防止膜清掃
→１００m2当り　代価表
・処分費　１式当り　代価表

１－１－２　施工方式
１）供用期間３０日以上を対象とし、清掃範囲はカーテン高４ｍまでとする。

改定

２－４－３　施工歩掛

１）代価表

（１）汚濁防止膜移設　１２０ｍ当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜移設		ｍ	１２０	市場単価

２－５　汚濁防止膜保守管理費
２－５－１　代価表作成手順
［汚濁防止膜保守管理の積算］

・工種等
・併用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価等】
・標準市場単価 → 代価表の作成 →・汚濁防止膜保守管理１式当た代価表

２－５－２　施工方式
汚濁防止膜保守管理は、３日に１回の点検を標準とする。

２－５－３　施工歩掛
１）代価表
（１）汚濁防止膜保守管理　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
汚濁防止膜点検		回		市場単価

【計算例】
条件：施工延長　７００ｍ，対象期間　７０日
点検回数　　７０日×１回／３日＝２３回　（小数１位四捨五入）

２－６　汚濁防止膜清掃費
２－６－１　代価表作成手順

・供用期間
・（付着量）
→ 清掃費計上の有無 →・供用期間30日以上を対象
↓
処分費の計上 →①処分費（見積による）
↓
①処分費 → 代価表の作成
・汚濁防止膜清掃
→１００m2当り　代価表
・処分費　１式当り　代価表

１－１－２　施工方式
１）供用期間３０日以上を対象とし、清掃範囲はカーテン高４ｍまでとする。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ４節 事業損失防止施設費 P5-4-6			（水産庁準拠） 記載の追記

現行

３．水質汚濁防止枠

水質汚濁防止枠に含まれる代価方は、下表のとおりである。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	代　価　表	
事業損失防止施設費	水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去費	汚濁防止枠設置　１基当り
			汚濁防止枠撤去　１基当り
			汚濁防止枠損料等　１式当り

３－１　適用範囲

本項は、汚濁防止枠の設置・撤去等に適用する。

３－２　施工フロー

運搬（汚濁防止枠）
↓
汚濁防止枠設置・撤去（設置）
↓
汚濁防止枠設置・撤去（撤去）
↓
運搬（汚濁防止枠）

注）本項の歩掛は、［　　］の部分である。

３－３　代価表作成手順

・船種、規格
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価】
・標準市場単価 → 代価表の作成 →・汚濁防止枠設置１基当り代価表
・汚濁防止枠撤去１基当り代価表

３－４　汚濁防止枠の規格選定

グラブ浚渫船については、下表を標準とする。

グラブ浚渫船の船種・規格		汚濁防止枠		摘　要
普通地盤用	硬土盤用、岩盤用	規　格	形状寸法	
鋼Ｄ　2.5　～　5m3	鋼Ｄ　3.5m3	2.5　～　5m3用	14×14m	
鋼Ｄ　9　～　15m3	鋼Ｄ　5.5　～　7.5m3	9　～　15m3〃	20×20m	
鋼Ｄ　23　～　30m3	鋼Ｄ　11.5m3	23　～　30m3〃	22×22m	

改定

３．水質汚濁防止枠

水質汚濁防止枠に含まれる代価方は、下表のとおりである。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	代　価　表	
事業損失防止施設費	水質汚濁防止枠	汚濁防止枠設置・撤去費	汚濁防止枠設置　１基当り
			汚濁防止枠撤去　１基当り
			汚濁防止枠損料等　１式当り

３－１　適用範囲

本項は、汚濁防止枠の設置・撤去等に適用する。

３－２　施工フロー

運搬（汚濁防止枠）
↓
汚濁防止枠設置・撤去（設置）
↓
汚濁防止枠設置・撤去（撤去）
↓
運搬（汚濁防止枠）

注）本項の歩掛は、［　　］の部分である。

３－３　代価表作成手順

・船種、規格
・供用係数
→ 市場単価適用の検討 →・市場単価適用条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価等】
・標準市場単価 → 代価表の作成 →・汚濁防止枠設置１基当り代価表
・汚濁防止枠撤去１基当り代価表

３－４　汚濁防止枠の規格選定

グラブ浚渫船については、下表を標準とする。

グラブ浚渫船の船種・規格		汚濁防止枠		摘　要
普通地盤用	硬土盤用、岩盤用	規　格	形状寸法	
鋼Ｄ　2.5　～　5m3	鋼Ｄ　3.5m3	2.5　～　5m3用	14×14m	
鋼Ｄ　9　～　15m3	鋼Ｄ　5.5　～　7.5m3	9　～　15m3〃	20×20m	
鋼Ｄ　23　～　30m3	鋼Ｄ　11.5m3	23　～　30m3〃	22×22m	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>第５章
間接工事費の施工歩掛

４節
事業損失防止施設費
P5-4-8</td>
<td>
参考資料-１　汚濁防止膜の賃料等
１　基本事項
１）仕様
(1) 設置位置は、汚濁源より５０ｍ以上離す。
(2) 高さ（Ｈ）は、平均水深の６割以上とする。
(3) カーテンキャンバスの規格は、次表より選定する。
<table>
<tr><th rowspan="2">選 定 区 分</th><th>キャンバス規格
（カーテン生地番手）</th><th rowspan="2">摘　　要</th></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>港外に面しない区域</td><td>#300</td><td>フロート径　300mm　単独</td></tr>
<tr><td>港外に面する区域</td><td>#300</td><td>〃　　連続</td></tr>
</table>
２）対象日数
(1) 汚濁防止膜設置・撤去
汚濁防止膜の設置及び撤去に要する日数は、下記による。
設置対象日数 ＝ 設置対象延長 / 日当り布設延長 ＝ 設置対象延長 / １２０ｍ （小数２位四捨五入）
撤去対象日数 ＝ 撤去対象延長 / 日当り撤去延長 ＝ 撤去対象延長 / １２０ｍ （小数２位四捨五入）
(2) 汚濁防止膜移設
汚濁防止膜の移設に要する日数は、下記による。
移設対象日数 ＝ 移設対象延長 / 日当り移設延長 ＝ 移設対象延長 / １２０ｍ （小数２位四捨五入）
(3) 汚濁防止膜賃料
汚濁防止膜賃料は、以下による。
</td>
<td>
参考資料-１　汚濁防止膜の賃料等
１　基本事項
１）仕様
(1) 設置位置は、汚濁源より５０ｍ以上離す。
(2) 高さ（Ｈ）は、平均水深の６割を基本とする。なお、これによりがたい場合は、現場条件を考慮して選定する。
(3) カーテンキャンバスの規格は、次表より選定する。
<table>
<tr><th rowspan="2">選 定 区 分</th><th>キャンバス規格
（カーテン生地番手）</th><th rowspan="2">摘　　要</th></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>港外に面しない区域</td><td>#300</td><td>フロート径　300mm　単独</td></tr>
<tr><td>港外に面する区域</td><td>#300</td><td>〃　　連続</td></tr>
</table>
２）汚濁防止膜の清掃に係わる処分量
汚濁防止膜の清掃に係わる処分量の算定方法については、以下とする。
ただし、その付着量は各海域ごとに異なり、以下の算定式により難い場合は別途考慮する。
付着物処分量＝ 0.03(m3/m2) × 汚濁防止膜延長(m) × カーテン高さ(4mまで)
３）汚濁防止膜賃料対象日数
汚濁防止膜賃料の算定に使用する供用日数は、下記を標準とする。
供用日数＝浚渫等施工数量÷1日当たり作業量×供用係数
＋設置・撤去日数＋搬入・搬出日数（2日）＋その他必要な日数
（小数第１位切り上げ）
(設置)組立・投下：設置延長×0.5日÷120m×陸上供用係数(1.65)
(設置)えい航・設置：設置延長×0.7日÷120m×海上供用係数(当該ﾗﾝｸ)
(撤去)撤去・えい航：設置延長×0.7日÷120m×海上供用係数(当該ﾗﾝｸ)
(撤去)陸揚・組外：設置延長×0.5日÷120m×陸上供用係数(1.65)
(移設)えい航・設置：移設延長×0.7日÷120m×海上供用係数(当該ﾗﾝｸ)
（小数第２位四捨五入）
</td>
<td>
（水産庁準拠）

記載の修正

建設部に基づく汚濁防止膜の清掃に係る処分量の追加

建設部に基づく汚濁防止膜賃料対象日数の改定
</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ５節 安全費 目次（１枚目）	５節　安　全　費 １　総則 ---------- ５－５－１ １－１　適用範囲 ---------- ５－５－１ １－２　積算ツリー ---------- ５－５－１ １－３　積算フロー ---------- ５－５－１ ２　標識 ---------- ５－５－１ ２－１　施工フロー ---------- ５－５－２ ２－２　灯浮標設置撤去 ---------- ５－５－２ ２－３　灯浮標・標識灯維持管理 ---------- ５－５－２ ３　安全対策 ---------- ５－５－３ ３－１　巡視・保安 ---------- ５－５－３ ３－２　安全監視船 ---------- ５－５－４ ３－３　交通誘導車 ---------- ５－５－４ 参考資料－１　ホスピタルロックについて ---------- ５－５－５	５節　安　全　費 １　総則 ---------- ５－５－１ １－１　適用範囲 ---------- ５－５－１ １－２　積算ツリー ---------- ５－５－１ １－３　積算フロー ---------- ５－５－１ ２　標識 ---------- ５－５－１ ２－１　施工フロー ---------- ５－５－２ ２－２　灯浮標設置撤去 ---------- ５－５－２ ２－３　灯浮標・標識灯維持管理 ---------- ５－５－２ ３　安全対策 ---------- ５－５－３ ３－１　巡視・保安 ---------- ５－５－３ ３－２　安全監視船 ---------- ５－５－４ ３－３　交通誘導車 ---------- ５－５－４ 参考資料－１　ホスピタルロックについて ---------- ５－５－６	（水産庁準拠） ページ番号の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ５節 安全費 P5-5-2			（水産庁準拠） 記載の追記

現行

２－１　施工フロー

灯浮標設置撤去（設置）　　標識灯設置撤去（設置）
↓
灯浮標・標識灯維持管理
↓
灯浮標設置撤去（撤去）　　標識灯設置撤去（撤去）

注）本項の歩掛は　　の部分である。

２－２　灯浮標設置撤去
２－２－１　代価表作成手順

２－２－２

・片道運搬距離（海上）
・灯浮標質量
・供用係数
→ 市場単価摘要の検討 → ・標準市場単価摘要条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価】
・標準市場単価 → 代価表の作成 → ・灯浮標設置（撤去）１式当り代価表

２－２－２　施工歩掛
１）代価表
（１）灯浮標設置（撤去）　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
灯浮標設置（撤去）		個		市場単価

注）設置、撤去および移設を行う場合は、各々の費用を計上する。

２－３　灯浮標・標識灯維持管理
２－３－１　代価表作成手順

・供用日数
・灯浮標・標識灯規格・基数
→ 灯浮標・標識灯損料の算定 → ①灯浮標・標識灯損料
↓
①灯浮標・標識灯損料
②消耗品費
→ 代価表の作成 → ・灯浮標・標識灯維持管理　１式当り代価表
・空気電池等の消耗品費は見積りにより計上する。

２－３－２　施工歩掛
１）灯浮標・標識灯の損料算出
灯浮標・標識灯損料＝（供用日数＋搬入・搬出日数[2日]）×１日当り供用損料額×灯浮標・標識灯基数
注）供用日数とは、設置から撤去までの日数とし、下記を基に算出し日数の端数処理は少数第１位切り上げとする。

２）消耗品費

名称	消耗品費（%）	摘要
灯浮標	5	
標識灯		

[（２）は共通編114-040安全費から]
３）代価表
（１）灯浮標・標識灯維持管理　１式当り

名称	規格	単位	数量		摘要
			灯浮標	標識灯	
灯浮標損料		式	1	―	
標識灯　〃		〃	―	1	
消耗品費		%	5		損料の%

(注)通常の乾電池（単Ｉ）以外（空気電池等）を使用する場合は、消耗品費は見積り等により計上する。

改定

２－１　施工フロー

灯浮標設置撤去（設置）　　標識灯設置撤去（設置）
↓
灯浮標・標識灯維持管理
↓
灯浮標設置撤去（撤去）　　標識灯設置撤去（撤去）

注）本項の歩掛は　　の部分である。

２－２　灯浮標設置撤去
２－２－１　代価表作成手順

２－２－２

・片道運搬距離（海上）
・灯浮標質量
・供用係数
→ 市場単価摘要の検討 → ・標準市場単価摘要条件以外は別途積算
↓
【第４章　市場単価等】
・標準市場単価 → 代価表の作成 → ・灯浮標設置（撤去）１式当り代価表

２－２－２　施工歩掛
１）代価表
（１）灯浮標設置（撤去）　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
灯浮標設置（撤去）		個		市場単価

注）設置、撤去および移設を行う場合は、各々の費用を計上する。

２－３　灯浮標・標識灯維持管理
２－３－１　代価表作成手順

・供用日数
・灯浮標・標識灯規格・基数
→ 灯浮標・標識灯損料の算定 → ①灯浮標・標識灯損料
↓
①灯浮標・標識灯損料
②消耗品費
→ 代価表の作成 → ・灯浮標・標識灯維持管理　１式当り代価表
・空気電池等の消耗品費は見積りにより計上する。

２－３－２　施工歩掛
１）灯浮標・標識灯の損料算出
灯浮標・標識灯損料＝（供用日数＋搬入・搬出日数[2日]）×１日当り供用損料額×灯浮標・標識灯基数
注）供用日数とは、設置から撤去までの日数とし、下記を基に算出し日数の端数処理は少数第１位切り上げとする。

２）消耗品費

名称	消耗品費（%）	摘要
灯浮標	5	
標識灯		

[（２）は共通編114-040安全費から]
３）代価表
（１）灯浮標・標識灯維持管理　１式当り

名称	規格	単位	数量		摘要
			灯浮標	標識灯	
灯浮標損料		式	1	―	
標識灯　〃		〃	―	1	
消耗品費		%	5		損料の%

(注)通常の乾電池（単Ｉ）以外（空気電池等）を使用する場合は、消耗品費は見積り等により計上する。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ５節 安全費 P5-5-3			（水産庁準拠） 記載の修正

現行

３．安全対策

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

なお、関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する一般交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用に適用する。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	積算要素	
安全費	安全対策	巡視・保安	巡視・保安　１式当り
		安全監視船	安全監視船　１式当り
		交通誘導車	交通誘導車　１式当り

３－１　巡視・保安

３－１－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件 → 1日当りの労務員数の算出 → ①１日当りの労務員数

↓

・現場条件 → 所要日数の算出 → ②所要日数

↓

①１日当りの労務員数
②所要日数 → 代価表の作成 → ・巡視・保安　１式当り代価表

３－１－２　施工歩掛

１）代価表

（１）巡視・保安　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人		
雑材料				

注）交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。

（２）交通誘導警備員の区分

現場条件	計算式
昼間勤務(8:00～17:00)実働８時間(交替要員なし)	Ａ　×　必要日数　×　Ｎ
昼間勤務(8:00～17:00)実働８時間(交替要員あり)	（Ａ×1.2）×　必要日数　×　Ｎ

（注）１、Ａ：交通誘導警備員単価、　Ｎ：配置人員
２、日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
３、交通誘導警備員の現場条件に応じて、必要日数、必要人数を計上する。
４、「交通誘導員Ｂ」の休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
５、交通誘導警備員の割増率は単価表にて行い、施工数量は交替要員を除いた数量(必要日数×Ｎ)とする。
６、作業時間帯が異なる場合は、別途積算するものとする。

交通誘導警備員１人日当り単価表　（実働○時間当り）

名称	規格	単位	数量
交通誘導警備員		人日	交替要員なしの場合　１ 交替要員ありの場合　１．２

改定

３．安全対策

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

なお、関係施設等に近接した工事現場の出入り口等に配置する一般交通誘導を伴わない安全管理員等に要する費用に適用する。

種別（レベル３）	細別(レベル４)	積算要素	
安全費	安全対策	巡視・保安	巡視・保安　１式当り
		安全監視船	安全監視船　１式当り
		交通誘導車	交通誘導車　１日当り

３－１　巡視・保安

３－１－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件 → 1日当りの労務員数の算出 → ①１日当りの労務員数

↓

・現場条件 → 所要日数の算出 → ②所要日数

↓

①１日当りの労務員数
②所要日数 → 代価表の作成 → ・巡視・保安　１式当り代価表

３－１－２　施工歩掛

１）代価表

（１）巡視・保安　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人		
雑材料				

注）交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。

（２）交通誘導警備員の区分

現場条件	計算式
昼間勤務(8:00～17:00)実働８時間(交替要員なし)	Ａ　×　必要日数　×　Ｎ
昼間勤務(8:00～17:00)実働８時間(交替要員あり)	（Ａ×1.2）×　必要日数　×　Ｎ

（注）１、Ａ：交通誘導警備員単価、　Ｎ：配置人員
２、日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
３、交通誘導警備員の現場条件に応じて、必要日数、必要人数を計上する。
４、「交通誘導員Ｂ」の休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。
５、交通誘導警備員の割増率は単価表にて行い、施工数量は交替要員を除いた数量(必要日数×Ｎ)とする。
６、作業時間帯が異なる場合は、別途積算するものとする。

交通誘導警備員１人日当り単価表　（実働○時間当り）

名称	規格	単位	数量
交通誘導警備員		人日	交替要員なしの場合　１ 交替要員ありの場合　１．２

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
第５章 間接工事費の施工歩掛 ５節 安全費 P5-5-4			（水産庁準拠） 記載の見直し

３－２　安全監視船
３－２－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件
→ 安全監視船の選定 → ①安全監視船の規格 ②安全監視船の隻数 ④就業時間
↓
・現場条件 → 運転日数の算出 → ③運転日数
↓
①安全監視船の規格
②安全監視船の隻数
③運転日数・供用係数
④就業時間
→ 代価表の作成 → ・安全監視船 １式当り代価表

３－２－２　施工歩掛
１）代価表
（1）安全監視船　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業H
国際VHF装備		日		損料
雑材料				

注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により大型規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一とする。
4.国際ＶＨＦ装備損料＝共用１日当り損料×α（供用計数）。

３－３　交通誘導車
３－３－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件
→ １日当りの交通誘導車の台数算出 → ①交通誘導車台数
↓
・現場条件 → 運転日数の算出 → ②運転日数
↓
①１日当りの交通誘導車台数
②運転日数
→ 代価表の作成 → ・交通誘導車 １式当り代価表

３－３－２　施工歩掛
１）代価表
（1）交通誘導車　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台		
雑材料				

注）交通誘導車台数＝陸上連携で必要とするトレーラー台数×交通誘導車必要台数

３－２　安全監視船
３－２－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件
→ 安全監視船の選定 → ①安全監視船の規格 ②安全監視船の隻数 ④就業時間
↓
・現場条件 → 運転日数の算出 → ③運転日数
↓
①安全監視船の規格
②安全監視船の隻数
③運転日数・供用係数
④就業時間
→ 代価表の作成 → ・安全監視船 １式当り代価表

３－２－２　施工歩掛
１）代価表
（1）安全監視船　１式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業H
国際VHF装備		日		損料
雑材料				

注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により大型規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一を標準とする。
なお、これにより難い場合は現場状況等により別途考慮することができる。
4.国際ＶＨＦ装備損料＝共用１日当り損料×α（供用計数）。

３－３　交通誘導車
３－３－１　代価表作成手順

・条件明示
・現場条件
→ １日当りの交通誘導車の台数算出 → ①交通誘導車台数
↓
・現場条件 → 運転日数の算出 → ②運転日数
↓
①１日当りの交通誘導車台数
②運転日数
→ 代価表の作成 → ・交通誘導車 １式当り代価表

３－３－２　施工歩掛
１）代価表
（1）交通誘導車　１日当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導車	ライトバン(2WD) 1.5リットル	台		
雑材料				

注）交通誘導車台数＝陸上連携で必要とするトレーラー台数×交通誘導車必要台数

<table>
<tr><th>掲載頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>第５章
間接工事費の施工歩掛

５節
安全費
P5-5-5</td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>施工単価コード</td><td>Ｊ２１０７０</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>施工単価名称</td><td>交通誘導車</td><td>出力数量</td><td>1</td><td>単位</td><td>日</td></tr>
<tr><td colspan="6">注意事項　１．適用にあたっては、第５章５節　3－3　を参照。</td></tr>
<tr><td>条件</td><td>条件名称</td><td>条件値</td><td colspan="3">条件内容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">誘導車</td><td>1</td><td colspan="3">前方または後方（1台）</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">前後方（2台）</td></tr>
<tr><td>B</td><td>運搬車両台数</td><td>実数</td><td colspan="3">１日あたり運搬車両台数を実数で入力</td></tr>
</table>
</td>
<td>施工単価コードの追加</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
単価表 目次（１枚目）	１　燃料消費量 ---- １ ２　供用日数 ---- １ ２－１　作業船および付属品等 ---- １ ２－２　機械器具等 ---- １ ３　建設機械運転労務 ---- １ ３－１　適用職種 ---- １ ３－２　労務歩掛 ---- １ ４　賃料を適用する機械器具 ---- １ ４－１　適用機種 ---- １ ４－２　賃料の決定方法 ---- １ ５　職種の定義 ---- ２ ６　供用係数適用に当たっての留意事項 ---- ２ 別表－１　燃料消費率 ---- ４ 別表－２　１日の運転時間 ---- ６ 別表－３　北海道・海岸供用係数 ---- ８ 別表－４　就業時間別の船員供用係数 ---- ９ 1800【土木工事】 ---- １０ 1800-010-01 ポンプ浚渫船 ---- １０ 1800-020-01 グラブ浚渫船 ---- １０ 1800-030-01 バックホウ浚渫船 ---- １１ 1800-040-01 バージアンローダ船 ---- １１ 1800-050-01 サンドドレーン船 ---- １２ 1800-060-01 サンドコンパクション船 ---- １２ 1800-070-01 深層混合処理船 ---- １２ 1800-080-01 杭打船 ---- １４ 1800-090-01 ケーソン製作用台船 ---- １４ 1800-100-01 コンクリートミキサー船 ---- １５ 1800-110-01 起重機船（非航） ---- １６ 1800-120-01 起重機船（自航旋回） ---- １７ 1800-130-01 クレーン付台船 ---- １８ 1800-140-01 ガット船 ---- １８ 1800-150-01 ガットバージ ---- １８ 1800-160-01 揚錨船 ---- １９ 1800-170-01 引船 ---- ２０ 1800-180-01 押船 ---- ２３ 1800-190-01 潜水士船 ---- ２４ 1800-200-01 安全監視船 ---- ２５ 1800-210-01 土運船（曳航） ---- ２５ 1800-220-01 土運船（押航） ---- ２５ 1800-230-01 砂貯蔵船 ---- ２６ 1800-240-01 台船 ---- ２６ 1800-250-01 空気圧送船 ---- ２６ 1800-265-01 海岸関連 ---- ２７ 1800-270-01 交通船 ---- ２８ 1800-280-01 トラッククレーン ---- ２８ 1800-290-01 ラフテレーンクレーン ---- ２８ 1800-300-01 クローラクレーン ---- ２８ 1800-310-01 クローラ式杭打機 ---- ２９ 1800-320-01 クローラ式サンドパイル機 ---- ２９	１　燃料消費量 ---- １ ２　供用日数 ---- １ ２－１　作業船および付属品等 ---- １ ２－２　機械器具等 ---- １ ３　建設機械運転労務 ---- １ ３－１　適用職種 ---- １ ３－２　労務歩掛 ---- １ ４　賃料を適用する機械器具 ---- １ ４－１　適用機種 ---- １ ４－２　賃料の決定方法 ---- １ ５　職種の定義 ---- ２ ６　供用係数適用に当たっての留意事項 ---- ２ 別表－１　燃料消費率 ---- ４ 別表－２　１日の運転時間 ---- ６ 別表－３　北海道・海岸供用係数 ---- ８ 別表－４　就業時間別の船員供用係数 ---- ９ 1800【土木工事】 ---- １０ 1800-010-01 ポンプ浚渫船 ---- １０ 1800-020-01 グラブ浚渫船 ---- １０ 1800-030-01 バックホウ浚渫船 ---- １１ 1800-040-01 バージアンローダ船 ---- １１ 1800-060-01 サンドコンパクション船 ---- １２ 1800-070-01 深層混合処理船 ---- １２ 1800-080-01 杭打船 ---- １４ 1800-090-01 ケーソン製作用台船 ---- １４ 1800-100-01 コンクリートミキサー船 ---- １５ 1800-110-01 起重機船（非航） ---- １６ 1800-120-01 起重機船（自航旋回） ---- １７ 1800-130-01 クレーン付台船 ---- １７ 1800-140-01 ガット船 ---- １８ 1800-150-01 ガットバージ ---- １８ 1800-160-01 揚錨船 ---- １８ 1800-170-01 引船 ---- １９ 1800-180-01 押船 ---- ２３ 1800-190-01 潜水士船 ---- ２４ 1800-200-01 安全監視船 ---- ２４ 1800-210-01 土運船（曳航） ---- ２５ 1800-220-01 土運船（押航） ---- ２５ 1800-230-01 砂貯蔵船 ---- ２６ 1800-240-01 台船 ---- ２６ 1800-250-01 空気圧送船 ---- ２６ 1800-265-01 海岸関連 ---- ２６ 1800-270-01 交通船 ---- ２８ 1800-280-01 トラッククレーン ---- ２８ 1800-290-01 ラフテレーンクレーン ---- ２８ 1800-300-01 クローラクレーン ---- ２８ 1800-310-01 クローラ式杭打機 ---- ２９ 1800-320-01 クローラ式サンドパイル機 ---- ２９ 1800-330-01 ペーパードレーン施工機 ---- ２９	（水産庁準拠） 削除 ページ番号の修正 掲載ページ前倒し

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 目次	1800-330-01 ペーパードレーン施工機 ２９ 1800-340-01 トラック（クレーン付含む） ２９ 1800-350-01 トレーラ ３０ 1800-360-01 ブルドーザ ３０ 1800-370-01 クローラローダ ３０ 1800-380-01 ホイールローダ（排出ガス対策型） ３０ 1800-390-01 ダンプトラック ３１ 1800-400-01 バックホウ ３１ 1800-410-01 クラムシェル ３１ 1800-420-01 モータグレーダ ３１ 1800-430-01 タイヤローラ ３１ 1800-440-01 ロードローラ ３２ 1800-450-01 振動ローラ ３２ 1800-460-01 タンパ ３２ 1800-470-01 アスファルトフィニッシャ ３２ 1800-480-01 コンクリートフィニッシャ ３２ 1800-490-01 コンクリートスプレッダ ３３ 1800-500-01 コンクリートレベラー ３３ 1800-510-01 振動目地切機 ３３ 1800-520-01 ジョイントシーラ ３３ 1800-530-01 インナーバイブレータ ３３ 1800-540-01 散水車 ３３ 1800-550-01 コンクリート簡易仕上機 ３３ 1800-560-01 コンクリートカッタ ３３ 1800-565-01 コンクリートポンプ車 ３４ 1800-570-01 空気圧縮機 ３４ 1800-580-01 発動発電機 ３４ 1800-590-01 溶接機 ３６ 1800-600-01 水中ポンプ ３６ 1800-610-01 グラウトポンプ ３６ 1800-620-01 バイブロハンマ ３６ 1800-630-01 バイブロハンマ用ウォータージェット ３７ 1800-640-01 ウオータージェット（ジエット併用バイブロ） ３７ 1800-650-01 鋼管チャック（ジエット併用バイブロ） ３７ 1800-660-01 さく岩機 ３７ 1800-665-01 スタッド溶接装置及び施工管理計 ３７ 1800-670-01 ディストリビュータ ３８ 1800-680-01 コンクリートバケット ３８ 以下の単価表は、各節の施工歩掛で「参考資料」で使用する作業船舶機械である。 1800-690-01 起重機船（非航固定） ３８ 1800-700-01 深層混合処理機 ３８ 1800-710-01 スラリープラント ３８ H23.10.01改定で削除 1800-720-01 発動発電機（深層混合処理　陸上） ４０ 1800-730-01 揚土船（リクレーマ船） ３９ 1800-740-01 捨石均し船 ３９ 1800-750-01 ペーパードレーン（液状化対策）施工機 ３９	1800-340-01 トラック（クレーン付含む） ３０ 1800-350-01 トレーラ ２９ 1800-360-01 ブルドーザ ３０ 1800-370-01 クローラローダ ３０ 1800-380-01 ホイールローダ（排出ガス対策型） ３１ 1800-390-01 ダンプトラック ３１ 1800-400-01 バックホウ ３１ 1800-410-01 クラムシェル ３１ 1800-420-01 モータグレーダ ３１ 1800-430-01 タイヤローラ ３１ 1800-440-01 ロードローラ ３２ 1800-450-01 振動ローラ ３２ 1800-460-01 タンパ ３２ 1800-470-01 アスファルトフィニッシャ ３３ 1800-480-01 コンクリートフィニッシャ ３３ 1800-490-01 コンクリートスプレッダ ３３ 1800-500-01 コンクリートレベラー ３３ 1800-510-01 振動目地切機 ３３ 1800-520-01 ジョイントシーラ ３３ 1800-530-01 インナーバイブレータ ３３ 1800-540-01 散水車 ３３ 1800-550-01 コンクリート簡易仕上機 ３３ 1800-560-01 コンクリートカッタ ３４ 1800-565-01 コンクリートポンプ車 ３４ 1800-570-01 空気圧縮機 ３４ 1800-580-01 発動発電機 ３５ 1800-590-01 溶接機 ３６ 1800-600-01 水中ポンプ ３６ 1800-610-01 グラウトポンプ ３６ 1800-620-01 バイブロハンマ ３６ 1800-630-01 バイブロハンマ用ウォータージェット ３７ 1800-640-01 ウオータージェット（ジエット併用バイブロ） ３７ 1800-650-01 鋼管チャック（ジエット併用バイブロ） ３７ 1800-660-01 さく岩機 ３７ 1800-665-01 スタッド溶接装置及び施工管理計 ３７ 1800-670-01 ディストリビュータ ３８ 1800-680-01 コンクリートバケット ３８ 以下の単価表は、各節の施工歩掛で「参考資料」で使用する作業船舶機械である。 1800-690-01 起重機船（非航固定） ３８ 1800-700-01 深層混合処理機 ３８ 1800-710-01 スラリプラント ３９ H23.10.01改定で削除 1800-720-01 発動発電機（深層混合処理　陸上） ４０ 1800-730-01 揚土船（リクレーマ船） ３９ 1800-740-01 捨石均し船 ３９ 1800-750-01 ペーパードレーン（液状化対策）施工機 ４０ 1800-760-01 グラベルドレーン施工機 ４０	（水産庁準拠） 掲載ページ前倒し ページ番号の修正 文言の修正 掲載ページ前倒し

掲 載 頁	現行	改定	摘要
単価表 目次	1800-760-01 グラベルドレーン施工機 ---- ４０ 1800-770-01 グラベルドレーン(締固め式）施工機 ---- ４０ 1800-780-01 水中バックホウ ---- ４０ 1800-790-01 バックホウ（バックホウ揚土） ---- ４０ 1800-800-01 杭打船 ---- ４１ 1800-810-01 クローラ式杭打機 ---- ４１ 1800-820-01 事前混合処理設備 ---- ４１ 1800-830-01 発動発電機（事前混合処理　陸上） ---- ４１ 1800-840-01 高所作業車（事前混合処理） ---- ４１ 1800-850-01 二軸同軸式アースオーガ機（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-860-01 発動発電機（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-870-01 全回転型オールケーシング掘削機（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-880-01 油圧式スパット台船（先行掘削） ---- ４２ 1800-890-01 クローラクレーン（先行掘削　海上） ---- ４３ 1800-900-01 バックホウ（先行掘削　海上） ---- ４３ 1800-910-01 ハンマドリル ---- ４３ 1800-920-01 バックホウ（仮設材の持ち上げ（下げ）） ---- ４３ 1800-930-01 バックホウ（敷鉄板設置・撤去） ---- ４３ 1900【測量・調査・その他】 ---- ４３ 1900-010-01 引船 ---- ４３ 1900-020-01 クレーン付台船 ---- ４４ 1900-030-01 潜水士船 ---- ４４ 1900-040-01 交通船 ---- ４４ 1900-050-01 調査船 ---- ４５ 1900-060-01 測量船 ---- ４５ 1900-070-01 観測船 ---- ４５ 1900-080-01 船外機船 ---- ４５ 1900-090-01 台船 ---- ４６ 1900-100-01 調査台船 ---- ４６ 1900-110-01 トラッククレーン ---- ４６ 1900-120-01 ラフテレーンクレーン ---- ４６ 1900-130-01 クレーン付トラック ---- ４６ 1900-140-01 トラック ---- ４６ 1900-150-01 交通車 ---- ４６ 1900-160-01 ボーリングマシン ---- ４７	1800-770-01 グラベルドレーン(締固め式）施工機 ---- ４０ 1800-780-01 水中バックホウ ---- ４０ 1800-790-01 バックホウ（バックホウ揚土） ---- ４１ 1800-800-01 杭打船 ---- ４１ 1800-810-01 クローラ式杭打機 ---- ４１ 1800-820-01 事前混合処理設備 ---- ４１ 1800-830-01 発動発電機（事前混合処理　陸上） ---- ４１ 1800-840-01 高所作業車（事前混合処理） ---- ４１ 1800-850-01 二軸同軸式アースオーガ機（先行掘削　海上） ---- ４１ 1800-860-01 発動発電機（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-870-01 全回転型オールケーシング掘削機（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-880-01 油圧式スパット台船（先行掘削） ---- ４２ 1800-890-01 クローラクレーン（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-900-01 バックホウ（先行掘削　海上） ---- ４２ 1800-910-01 ハンマドリル ---- ４３ 1800-920-01 バックホウ（仮設材の持ち上げ（下げ）） ---- ４３ 1800-930-01 バックホウ（敷鉄板設置・撤去） ---- ４３ 1800-940-01 さく岩機（15kg級） ---- ４３ 1900【測量・調査・その他】 ---- ４３ 1900-010-01 引船 ---- ４３ 1900-020-01 クレーン付台船 ---- ４４ 1900-030-01 潜水士船 ---- ４４ 1900-040-01 交通船 ---- ４４ 1900-050-01 調査船 ---- ４５ 1900-060-01 測量船 ---- ４５ 1900-070-01 観測船 ---- ４６ 1900-080-01 船外機船 ---- ４６ 1900-090-01 台船 ---- ４６ 1900-100-01 調査台船 ---- ４６ 1900-110-01 トラッククレーン ---- ４６ 1900-120-01 ラフテレーンクレーン ---- ４６ 1900-130-01 クレーン付トラック ---- ４６ 1900-140-01 トラック ---- ４７ 1900-150-01 交通車 ---- ４７ 1900-160-01 ボーリングマシン ---- ４７	（水産庁準拠） 掲載ページ前倒し ページ番号の修正 項目の追加

<table>
<tr><th>掲載頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>単価表
単－2</td>
<td>８）「別表－３」下表に掲載した海域に所在する漁港漁場（「ランク１」を適用する漁港漁場および海域（地区）を　　除く）において、係数の適用期間を大幅に超えて海上作業を実施する場合には、別途係数ランクを考慮する。
<table>
<tr><th>海域区分</th><th>海域境界</th><th>係数の適用期間</th></tr>
<tr><td>① オホーツク海域</td><td>根室半島　～　宗谷岬</td><td>５月　～　１０月の間の６ヶ月</td></tr>
<tr><td>② 日本海沿岸</td><td>宗谷岬　～　対馬韓崎・波戸岬</td><td>５月　～　１０月の間の６ヶ月</td></tr>
<tr><td>③ 太平洋沿岸（北海道）</td><td>根室半島　～　汐首岬</td><td>５月　～　１１月の間の７ヶ月</td></tr>
</table>
</td>
<td>（削除）</td>
<td>（北海道）
北海道・海岸
供用係数見直し
に伴う修正</td>
</tr>
</table>

掲載頁：単価表 単－４

別表－１　燃料消費率

１）作業船の燃料消費率

現行

作業船名		燃料種類	単位	燃料消費率（含雑品）
ポンプ浚渫船		重油Ａ	／kW・h	0.337
グラブ浚渫船		〃	〃	0.176
バックホウ浚渫船		免税軽油	〃	0.197
バージアンローダ船		重油Ａ	〃	0.481
空気圧送船		〃	〃	0.256
サンドドレーン船		〃	〃	0.158
サンドコンパクション船		〃	〃	0.158
深層混合処理船		〃	〃	0.141
ﾌﾛｰﾃｨﾝｸﾞﾄﾞｯｸ	1,300ｔ積	免税軽油	／h	21.2
	1,500ｔ〃	〃	〃	21.7
	2,000ｔ〃	〃	〃	22.9
	2,500ｔ〃	〃	〃	24.2
	3,200ｔ〃	〃	〃	25.9
	4,000ｔ〃	〃	〃	27.8
	6,000ｔ〃	〃	〃	32.7
	7,000ｔ〃	〃	〃	35.1
コンクリートミキサー船		重油Ａ	／kW・h	0.238
杭打船	杭打船	〃	〃	0.191
	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾊﾝﾏ	免税軽油	／ｔ・h	7.648
	油圧ハンマ	免税軽油	Ｌ／kW・h	0.181
非航起重機船		重油Ａ	〃	0.191
自航起重機船	航行	〃	〃	0.191
	積込・積卸	〃	〃	0.191
クレーン付台船		免税軽油	〃	0.167
ガット船	航行	重油Ａ	〃	0.277
	積込・排出	〃	〃	0.277
ガットバージ		〃	〃	0.191
揚錨船		〃	〃	0.155
引船		〃	〃	0.155
押船		〃	〃	0.155
潜水士船		免税軽油	〃	0.108
交通船		重油Ａ	〃	0.146
安全監視船		〃	〃	0.046
船外機船		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.209

注）ｔ：ディーゼルハンマの燃料消費量を求める際のラム質量（ﾄﾝ）

改定

１）作業船の燃料消費率

作業船名		燃料種類	単位	燃料消費率（含雑品）
ポンプ浚渫船		重油Ａ	Ｌ／kW・h	0.337
グラブ浚渫船		〃	〃	0.176
バックホウ浚渫船		免税軽油	〃	0.197
バージアンローダ船		重油Ａ	〃	0.481
空気圧送船		〃	〃	0.256
サンドコンパクション船		〃	〃	0.158
深層混合処理船		〃	〃	0.141
ﾌﾛｰﾃｨﾝｸﾞﾄﾞｯｸ	1,300ｔ積	免税軽油	Ｌ／h	21.2
	1,500ｔ〃	〃	〃	21.7
	2,000ｔ〃	〃	〃	22.9
	2,500ｔ〃	〃	〃	24.2
	3,200ｔ〃	〃	〃	25.9
	4,000ｔ〃	〃	〃	27.8
	6,000ｔ〃	〃	〃	32.7
	7,000ｔ〃	〃	〃	35.1
コンクリートミキサー船		重油Ａ	Ｌ／kW・h	0.238
杭打船	杭打船	〃	〃	0.191
	油圧ハンマ	免税軽油	〃	0.181
非航起重機船		重油Ａ	〃	0.191
自航起重機船	航行	〃	〃	0.191
	積込・積卸	〃	〃	0.191
クレーン付台船		免税軽油	〃	0.167
ガット船	航行	重油Ａ	〃	0.277
	積込・排出	〃	〃	0.277
ガットバージ		〃	〃	0.191
揚錨船		〃	〃	0.155
引船		〃	〃	0.155
押船		〃	〃	0.155
潜水士船		免税軽油	〃	0.108
交通船		重油Ａ	〃	0.146
安全監視船		〃	〃	0.046
船外機船		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.209

摘要

（水産庁準拠）

ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ船の燃料消費率の削除

杭打船（ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾊﾝﾏ式）損料削除に伴う燃料消費率の削除

杭打船（ﾃﾞｨｰｾﾞﾙﾊﾝﾏ式）損料削除に伴う燃料消費率の削除

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単－５			（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るため記載の更新

現行

２）陸上機械の燃料消費率

機械名		燃料種類	単位	燃料消費率（含雑品）
トラッククレーン		軽油	／kW・h	0.044
クローラクレーン		〃	〃	0.076
ラフテレーンクレーン		〃	〃	0.088
クローラ式杭打機	ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ	〃	〃	0.085
	油圧ハンマ	〃	〃	0.181
クローラ式サンドパイル打機		〃	〃	0.085
ペーパードレーン施工機		〃	〃	0.188
トラック		〃	〃	0.043
交通車（ライトバン）		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.047
クレーン付トラック		軽油	〃	0.043
トレーラ		〃	〃	0.075
ブルドーザ		〃	〃	0.153
ボーリングマシン	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼﾝ	〃	〃	0.151
	ｸﾞﾗｳﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	〃	〃	0.207
クローラローダ		〃	〃	0.153
ホイールローダ		〃	〃	0.153
ダンプトラック		〃	〃	0.043
バックホウ		〃	〃	0.153
クラムシェル		〃	〃	0.153
モータグレーダ		〃	〃	0.108
タイヤローラ		〃	〃	0.085
ロードローラ		〃	〃	0.118
振動ローラ（ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式）		〃	〃	0.231
振動ローラ（搭乗式）		〃	〃	0.160
タンパ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.346
アスファルトフィニッシャ		軽油	〃	0.147
コンクリートフィニッシャ		〃	〃	0.122
コンクリートスプレッダ		〃	〃	0.122
コンクリートレベラー		〃	〃	0.122
振動目地切機		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.233
インナーバイブレータ		軽油	〃	0.122
散水車		軽油	〃	0.044
コンクリート簡易仕上機		〃	〃	0.122
コンクリートカッタ		ｶﾞｿﾘﾝ	／kW・h	0.227
コンクリートポンプ車		軽油	〃	0.078
空気圧縮機		〃	〃	0.187
発動発電機		〃	〃	0.145
		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.436
溶接機		軽油	〃	0.261
バイブレータ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.347
ベルトコンベヤ		〃	〃	0.512
ウォータージェット		軽油	〃	0.192
エンジンスプレーヤ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.227

改定

２）陸上機械の燃料消費率

機械名		燃料種類	単位	燃料消費率（含雑品）
トラッククレーン		軽油	Ｌ／kW・h	0.045
クローラクレーン		〃	〃	0.076
ラフテレーンクレーン		〃	〃	0.075
クローラ式杭打機	ﾍﾞｰｽﾏｼﾝ	〃	〃	0.088
	油圧ハンマ	〃	〃	0.181
クローラ式サンドパイル打機		〃	〃	0.085
ペーパードレーン施工機		〃	〃	0.188
トラック		〃	〃	0.040
交通車（ライトバン）		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.049
クレーン付トラック		軽油	〃	0.040
トレーラ		〃	〃	0.075
ブルドーザ		〃	〃	0.144
ボーリングマシン	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞﾏｼﾝ	〃	〃	0.151
	ｸﾞﾗｳﾄﾎﾟﾝﾌﾟ	〃	〃	0.207
クローラローダ		〃	〃	0.144
ホイールローダ		〃	〃	0.144
ダンプトラック		〃	〃	0.040
バックホウ		〃	〃	0.144
クラムシェル		〃	〃	0.144
モータグレーダ		〃	〃	0.112
タイヤローラ		〃	〃	0.098
ロードローラ		〃	〃	0.128
振動ローラ（ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式）		〃	〃	0.266
振動ローラ（搭乗式）		〃	〃	0.184
タンパ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.398
アスファルトフィニッシャ		軽油	〃	0.152
コンクリートフィニッシャ		〃	〃	0.122
コンクリートスプレッダ		〃	〃	0.122
コンクリートレベラー		〃	〃	0.122
振動目地切機		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.233
インナーバイブレータ		軽油	〃	0.122
散水車		軽油	〃	0.037
コンクリート簡易仕上機		〃	〃	0.122
コンクリートカッタ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.227
コンクリートポンプ車		軽油	〃	0.066
空気圧縮機		〃	〃	0.159
発動発電機		〃	〃	0.123
		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.431
溶接機		軽油	〃	0.226
バイブレータ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.295
ベルトコンベヤ		〃	〃	0.512
ウォータージェット		軽油	〃	0.192
アスファルトスプレヤ		ｶﾞｿﾘﾝ	〃	0.227

摘要

機械名の修正

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単－６	別表－２　１日の運転時間 １）作業船の運転時間	別表－２　１日の運転時間 １）作業船の運転時間	（水産庁準拠）

現行

作業船名	規格	運転時間(h)	摘要
ポンプ浚渫船	全規格	16.0	
グラブ浚渫船	〃	8.0	
バックホウ浚渫船	〃	8.0	
バージアンローダ船	〃	作業能力	
空気圧送船	〃	作業能力	
サンドドレーン船	〃	8.0	
サンドコンパクション船	〃	8.0	
深層混合処理船	〃	14.0	
フローティングドック	〃	6.0	
コンクリートミキサー船	〃	作業能力	
杭打船	〃	6.0	
非航起重機船	〃	作業能力	2,4,6h
自航起重機船	〃	6.0	
クレーン付台船	〃	作業能力	2,4,6h
ガット船	〃	8.0	
ガットバージ	〃	8.0	
引船	〃	作業能力	2,4,6,8h
潜水士船	〃	6.0	
船外機船	〃	6.0	

改定

作業船名	規格	運転時間(h)	摘要
ポンプ浚渫船	全規格	16.0	
グラブ浚渫船	〃	8.0	
バックホウ浚渫船	〃	8.0	
バージアンローダ船	〃	作業能力	
空気圧送船	〃	作業能力	
サンドコンパクション船	〃	8.0	
深層混合処理船	〃	14.0	
フローティングドック	〃	6.0	
コンクリートミキサー船	〃	作業能力	
杭打船	〃	6.0	
非航起重機船	〃	作業能力	2,4,6h
自航起重機船	〃	6.0	
クレーン付台船	〃	作業能力	2,4,6h
ガット船	〃	8.0	
ガットバージ	〃	8.0	
引船	〃	作業能力	2,4,6,8h
潜水士船	〃	6.0	
船外機船	〃	6.0	

摘要：ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ船の燃料消費率の削除（水産庁準拠）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単－７			（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るため記載の更新

現行

２）陸上機械の運転時間

機種	規格	運転時間（h）	摘要
トラッククレーン	賃料を対象	7.0	
クローラクレーン	油圧駆動式、賃料を対象	7.0	
ラフテレーンクレーン	賃料を対象	7.0	
クローラ式杭打機	油圧	6.2	
クローラ式サンドパイル打機	バイブロ式	6.0	
ペーパードレーン施工機		6.9	
トラック		4.7	
	クレーン付	5.8	
トレーラ	15～70ｔ積	6.3	
ブルドーザ	3ｔ級、15ｔ級	5.0	
	21ｔ級，32ｔ級	6.5	
	湿地16ｔ級	5.0	
	湿地20ｔ級	6.5	
クローラローダ		4.7	
ホイールローダ		4.7	0.8m³、1.2m³、1.9～2.1m³
		5.0	3.1～3.3m³
ダンプトラック		5.9	
バックホウ		6.3	
クラムシェル		6.3	
モータグレーダ	油圧式	5.4	
タイヤローラ		5.4	
ロードローラ		5.1	
振動ローラ	ハンドガイド式	4.9	
	搭乗式 タンデム型	4.3	
	搭乗式 ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型	4.0	
アスファルトフィニッシャ	クローラ型	5.0	
コンクリートフィニッシャ		5.7	
コンクリートスプレッダ		5.3	
コンクリートレベラー		5.7	
インナーバイブレータ		5.7	
散水車		5.5	
コンクリートポンプ車		6.9	

改定

２）陸上機械の運転時間

機種	規格	運転時間（h）	摘要
トラッククレーン	賃料を対象	7.0	
クローラクレーン	油圧駆動式、賃料を対象	7.0	
ラフテレーンクレーン	賃料を対象	7.0	
クローラ式杭打機	油圧	5.8	
クローラ式サンドパイル打機	バイブロ式	6.0	
ペーパードレーン施工機		6.9	
トラック		4.7	
	クレーン付	5.8	
トレーラ	15～70ｔ積	6.3	
ブルドーザ	3ｔ級、15ｔ級	4.9	
	21ｔ級，32ｔ級	6.3	
	湿地16ｔ級	4.9	
	湿地20ｔ級	6.3	
クローラローダ		4.7	
ホイールローダ		4.7	0.8m³、1.2m³、1.9～2.1m³
		5.0	3.1～3.3m³
ダンプトラック		5.9	
バックホウ		5.8	
クラムシェル		6.3	
モータグレーダ	油圧式	5.1	
タイヤローラ		5.0	
ロードローラ		5.0	
振動ローラ	ハンドガイド式	5.1	
	搭乗式 タンデム型	4.4	
	搭乗式 ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型	4.0	
アスファルトフィニッシャ	クローラ型	4.9	
コンクリートフィニッシャ		6.4	
コンクリートスプレッダ		6.0	
コンクリートレベラ		6.4	
インナーバイブレータ		5.7	
散水車		5.5	
コンクリートポンプ車		6.8	

掲載頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	
単価表 単－７	なお、次の機械の燃料算出における運転時間は、下表のとおりとする。 機種 ／ 運転時間(h) ベルトコンベヤ 6.0 コンクリート簡易仕上機 6.0 コンクリートカッタ 5.0 エンジンスプレーヤ 5.0 グラウトミキサ 6.0 グラウトポンプ 6.0 溶接機 陸上施工 6.0 溶接機 海上施工 5.0 タンパ 5.0 ジョイントシーラ 4.0 ディストリビュータ 4.3 発動発電機 陸上施工 6.0 発動発電機 海上施工 5.0 空気圧縮機 陸上施工 6.0 空気圧縮機 海上施工 5.0 クローラ式杭打機 ベースマシン 6.2 クローラ式杭打機 ハンマ 6.2×0.4 水中バックホウ 5.0 ボーリングマシン 6.0	なお、次の機械の燃料算出における運転時間は、下表のとおりとする。 機種 ／ 運転時間(h) ベルトコンベヤ 6.0 コンクリート簡易仕上機 6.0 コンクリートカッタ 5.0 アスファルトスプレヤ 5.0 グラウトミキサ 6.0 グラウトポンプ 6.0 溶接機 陸上施工 6.0 溶接機 海上施工 5.0 タンパ 5.0 ジョイントシーラ 4.0 ディストリビュータ 4.7 発動発電機 陸上施工 6.0 発動発電機 海上施工 5.0 空気圧縮機 陸上施工 6.0 空気圧縮機 海上施工 5.0 クローラ式杭打機 ベースマシン 5.8 クローラ式杭打機 ハンマ 5.8×0.4 水中バックホウ 5.0 ボーリングマシン 6.0	（水産庁準拠） 機種名の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和６年１０月）　新旧対照表

掲載頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	
単価表 単－８	別表－３　北海道・海岸供用係数	別表－３　北海道供用係数	（北海道運用） 供用係数 の見直し

現行（令和６年度）

整理番号	海域名	ランク	供用係数 船舶 α	供用係数 船員 β	適用期間	
1	網走・宗谷支庁界～宗谷岬	3	2.05	1.45	5～10	R１
2	宗谷岬～野寒布岬	2	1.80	1.30	5～10	R２
3	野寒布岬～宗谷・留萌支庁界	3	2.05	1.45	5～10	R２
4	利尻町管内	3	2.05	1.45	5～10	R２
5	利尻富士町管内	2	1.80	1.30	5～10	R２
6	礼文島（東海岸）	2	1.80	1.30	5～10	R２
7	礼文島（西海岸）	3	2.05	1.45	5～10	R２
8	宗谷・留萌支庁界～苫前・小平町界	4	2.25	1.60	5～10	R２
9	苫前・小平町界～増毛・浜益村界	3	2.05	1.45	5～10	R２
１０	天売島（西海岸）・焼尻島（北海岸）	3	2.05	1.45	5～10	R２
１１	天売島（東海岸）・焼尻島（南海岸）	1	1.65	1.20	5～10	R２
１２	浜益村管内	4	2.25	1.60	5～10	R２
１３	浜益・厚田村界～神威岬	2	1.80	1.30	5～10	R２
１４	神威岬～後志・檜山支庁界	2	1.80	1.30	5～10	R２
１５	後志・檜山支庁界～北檜山・大成町界	3	2.05	1.45	5～10	R２
１６	北檜山・大成町界～檜山・渡島支庁界	2	1.80	1.30	5～10	R２
１７	松前町管内	2	1.80	1.30	5～10	R２
１８	松前・福島町界～汐首岬	2	1.80	1.30	5～10	R２
１９	汐首岬～恵山岬	3	2.05	1.45	5～10	R２
２０	奥尻島（西海岸）	3	2.05	1.45	5～10	R２
２１	奥尻島（東海岸）	1	1.65	1.20	5～10	R２
２２	恵山岬～鹿部・砂原町界	2	1.80	1.30	5～11	R３
２３	鹿部・砂原町界～森・八雲町界	1	1.65	1.20	5～11	R３
２４	森・八雲町界～渡島・胆振支庁界	2	1.80	1.30	5～11	R３
２５	渡島・胆振支庁界～地球岬	1	1.65	1.20	5～11	R３
２６	地球岬～厚真・鵡川町界	5	2.45	1.70	5～11	R３
２７	厚真・鵡川町界～静内・三石町界	5	2.45	1.70	5～11	R３
２８	静内・三石町界～襟裳岬	3	2.05	1.45	5～11	R３
２９	襟裳岬～日高・十勝支庁界	6	2.65	1.80	5～11	R３
３０	日高・十勝支庁界～広尾・大樹町界	5	2.45	1.70	5～11	R３
３１	広尾・大樹町界～十勝・釧路支庁界	8	3.20	2.15	5～11	R３
３２	十勝・釧路支庁界～旧釧路川	6	2.65	1.80	5～11	R３
３３	旧釧路川～尻羽岬	6	2.65	1.80	5～11	R３
３４	チンベノ鼻～落石岬（琵琶瀬、浜中湾を除く）	7	2.90	1.95	5～11	R３
３５	浜中湾	2	1.80	1.30	5～11	R３
３６	落石岬～納沙布岬	2	1.80	1.30	5～11	R３
３７	納沙布岬～知床岬	2	1.80	1.30	5～11	R３
３８	知床岬～能取岬	2	1.80	1.30	5～10	R１

改定（令和７年度）

整理番号	海域名	供用係数 R1（3～6月）	供用係数 R2（7～10月）	供用係数 R3（11～2月）
1	網走・宗谷支庁界～宗谷岬	4	4	8
2	宗谷岬～野寒布岬	5	4	9
3	野寒布岬～宗谷・留萌支庁界	7	6	9
4	利尻町管内	8	6	9
5	利尻富士町管内	5	4	9
6	礼文島（東海岸）	6	4	9
7	礼文島（西海岸）	8	6	9
8	宗谷・留萌支庁界～苫前・小平町界	6	4	9
9	苫前・小平町界～増毛・浜益村界	5	4	9
１０	天売島（西海岸）・焼尻島（北海岸）	7	5	9
１１	天売島（東海岸）・焼尻島（南海岸）	6	5	9
１２	浜益村管内	5	4	9
１３	浜益・厚田村界～神威岬	6	4	9
１４	神威岬～後志・檜山支庁界	6	4	9
１５	後志・檜山支庁界～北檜山・大成町界	6	4	9
１６	北檜山・大成町界～檜山・渡島支庁界	5	3	9
１７	松前町管内	8	6	9
１８	松前・福島町界～汐首岬	4	4	6
１９	汐首岬～恵山岬	7	7	9
２０	奥尻島（西海岸）	6	5	9
２１	奥尻島（東海岸）	6	5	9
２２	恵山岬～鹿部・砂原町界	4	5	6
２３	鹿部・砂原町界～森・八雲町界	3	4	4
２４	森・八雲町界～渡島・胆振支庁界	2	3	2
２５	渡島・胆振支庁界～地球岬	4	5	7
２６	地球岬～厚真・鵡川町界	4	5	4
２７	厚真・鵡川町界～静内・三石町界	5	5	6
２８	静内・三石町界～襟裳岬	6	5	9
２９	襟裳岬～日高・十勝支庁界	8	8	9
３０	日高・十勝支庁界～広尾・大樹町界	7	7	8
３１	広尾・大樹町界～十勝・釧路支庁界	9	9	9
３２	十勝・釧路支庁界～旧釧路川	9	8	8
３３	旧釧路川～尻羽岬	9	8	9
３４	チンベノ鼻～落石岬（琵琶瀬、浜中湾を除く）	9	8	9
３５	浜中湾	3	3	5
３６	落石岬～納沙布岬	9	9	9
３７	納沙布岬～知床岬	2	2	9
３８	知床岬～能取岬	3	3	8

３９	能取岬～網走・宗谷支庁界	３	2.05	1.45	5～10	Ｒ１
４０	厚岸湾・琵琶瀬湾及び湖沼内	１	1.65	1.20	－	－

海　域　区　分	供用係数の適用期間	
オホーツク海沿岸	５月～10月の６ヶ月	Ｒ１
日　本　海　沿　岸	５月～10月の６ヶ月	Ｒ２
太　平　洋　沿　岸	５月～11月の７ヶ月	Ｒ３

３９	能取岬～網走・宗谷支庁界	3	3	7
４０	厚岸湾・琵琶瀬湾及び湖沼内	3	2	3

期間名称	供用係数の適用期間
R1	３月～６月の４ヶ月
R2	７月～10月の４ヶ月
R3	11月～２月の４ヶ月

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-9			（水産庁準拠） 記載の更新

現行

別表－４　就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（１ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業８時間［超勤時間 ０時間］［深夜時間 ０時間］		就業９時間［超勤時間 １時間］［深夜時間 ０時間］		就業10時間［超勤時間 ２時間］［深夜時間 ０時間］		就業11時間［超勤時間 ３時間］［深夜時間 ０時間］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.32	1.32	1.43	1.43	1.55	1.55	
2	1.80	1.30	1.30	1.42	1.42	1.53	1.53	1.65	1.65	
3	2.05	1.45	1.45	1.57	1.57	1.68	1.68	1.80	1.80	
4	2.25	1.60	1.60	1.72	1.72	1.83	1.83	1.95	1.95	
5	2.45	1.70	1.70	1.82	1.82	1.93	1.93	2.05	2.05	
6	2.65	1.80	1.80	1.92	1.92	2.03	2.03	2.15	2.15	
7	2.90	1.95	1.95	2.07	2.07	2.18	2.18	2.30	2.30	
8	3.20	2.15	2.15	2.27	2.27	2.38	2.38	2.50	2.50	
9	3.70	2.40	2.40	2.52	2.52	2.63	2.63	2.75	2.75	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（２ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数	就業時間別の船員供用係数（β） 就業16時間［超勤時間 ０時間］［深夜時間 １時間］		就業18時間［超勤時間 ２時間］［深夜時間 ３時間］		就業20時間［超勤時間 ４時間］［深夜時間 ４時間］		就業22時間［超勤時間 ６時間］［深夜時間 ６時間］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.48	1.48	1.62	1.62	
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.58	1.58	1.72	1.72	
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.73	1.73	1.87	1.87	
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.88	1.88	2.02	2.02	
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.98	1.98	2.12	2.12	
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.08	2.08	2.22	2.22	
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.23	2.23	2.37	2.37	
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.43	2.43	2.57	2.57	
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.68	2.68	2.82	2.82	

注）1　別表－４における就業時間別船員供用係数（β）は、就業時間8H［超勤時間0H 深夜時間0H］の場合を除き、令和5年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数（β）である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」をもとに別途算出するものとする。
2　就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－４によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」をもとに別途算出するものとする。
3　上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

（省略）

改定

別表－４　就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（１ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業８時間［超勤時間 ０時間］［深夜時間 ０時間］		就業９時間［超勤時間 １時間］［深夜時間 ０時間］		就業10時間［超勤時間 ２時間］［深夜時間 ０時間］		就業11時間［超勤時間 ３時間］［深夜時間 ０時間］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.57	1.57	1.68	1.69	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.77	1.77	1.88	1.89	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.22	2.22	2.33	2.34	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.47	2.47	2.58	2.59	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.82	2.82	2.93	2.94	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.27	3.27	3.38	3.39	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.92	3.92	4.03	4.04	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（２ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業16時間［超勤時間 ０時間］［深夜時間 １時間］		就業18時間［超勤時間 ２時間］［深夜時間 ３時間］		就業20時間［超勤時間 ４時間］［深夜時間 ４時間］		就業22時間［超勤時間 ６時間］［深夜時間 ６時間］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60	
2	1.85	1.36	1.36	1.49	1.50	1.62	1.62	1.75	1.75	
3	2.20	1.56	1.56	1.69	1.70	1.82	1.82	1.95	1.95	
4	2.55	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20	
5	2.80	2.01	2.01	2.14	2.15	2.27	2.27	2.40	2.40	
6	3.20	2.26	2.26	2.39	2.40	2.52	2.52	2.65	2.65	
7	3.65	2.61	2.61	2.74	2.75	2.87	2.87	3.00	3.00	
8	4.30	3.06	3.06	3.19	3.20	3.32	3.32	3.45	3.45	
9	5.25	3.71	3.71	3.84	3.85	3.97	3.97	4.10	4.10	

注）1　別表－４における就業時間別船員供用係数（β）は、就業時間8H［超勤時間0H 深夜時間0H］の場合を除き、令和6年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数（β）である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」をもとに別途算出するものとする。
2　就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－４によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」をもとに別途算出するものとする。
3　上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

（省略）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-12		（削除）	（水産庁準拠） 記載の削除

1800-050-01 サンドドレーン船

サンドドレーン船　運転１日当り　　就業10時間

名称	形状 寸法	単位	数量 6 連装 DE 625kW	数量 12連装 DE 3,052kW	摘要
主燃料	重油Ａ	ℓ	790	3,858	
船団長		人	1×β	1×β	
高級船員		〃	2×β	2×β	
普通船員		〃	9×β	12×β	
損料	運転	時間	8		
〃	供用	日	α		

サンドドレーン船　供用１日当り

名称	形状 寸法	単位	数量 6 連装 DE 625kW	数量 12連装 DE 3,052kW	摘要
船団長		人	1	1	
高級船員		〃	2	2	
普通船員		〃	9	12	
損料	供用	日	1		

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-27			（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るため記載の更新

現行

1800-265-01海岸関連
クレーン付台船運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			45～50t吊 102kw	80t吊 161kw	100t吊 193kw	
主　燃　料	軽　油	ℓ	108	172	206	指定事項
高 級 船 員		人	1			指定事項
普 通 船 員		〃	2			指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.89			指定事項

起重機船（非航旋回）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			非航旋回　鋼Ｄ 100t吊 313kw	120t吊 353kw	150t吊 405kw	
主　燃　料	重　油	ℓ	372	417	480	指定事項
高 級 船 員		人	1			指定事項
普 通 船 員		〃	2			指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.89			指定事項

繋船費（クレーン付台船または起重機船（非航旋回））

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
高 級 船 員		人	1	指定事項
普 通 船 員		〃	2	指定事項

改定

1800-265-01海岸関連
クレーン付台船運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			45～50t吊 102kw	80t吊 161kw	100t吊 193kw	
主　燃　料	軽　油	L	108	172	206	指定事項
高 級 船 員		人	1			指定事項
普 通 船 員		〃	2			指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.91			指定事項

起重機船（非航旋回）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			非航旋回　鋼Ｄ 100t吊 313kw	120t吊 353kw	150t吊 405kw	
主　燃　料	重　油	L	372	417	480	指定事項
高 級 船 員		人	1			指定事項
普 通 船 員		〃	2			指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.91			指定事項

繋船費（クレーン付台船または起重機船（非航旋回））　1日当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
高 級 船 員		人	1	指定事項
普 通 船 員		〃	2	指定事項

摘要

文言の追加

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-27	潜水士運転１日当り	潜水士運転１日当り	（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るため記載の変更
	繋船費（潜水士船）	繋船費（潜水士船）　１日当り	文言の追加
	引船運転　１日当り	引船運転１日当り　１日当り	
	繋船費（引船）	繋船費（引船）　１日当り	文言の追加
単-28	退避費（引船））	退避費（引船））　１日当り	土木基準との横並びを図るため記載の変更

潜水士運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			Ｄ180PS型 3～5t吊 132kW		
			捨石本均し 捨石荒均し 被覆均し	被覆ブロック据付 消波ブロック据付	
主燃料	軽油	ℓ	145	110	指定事項
高級船員		人	1		指定事項
潜水士		〃	1		指定事項
潜水連絡員		〃	1		指定事項
損料（換算）	供用	日	1.89		指定事項

繋船費（潜水士船）

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			Ｄ180PS型 3～5t吊 132kW		
			捨石本均し 捨石荒均し 被覆均し	被覆ブロック据付 消波ブロック据付	
高級船員		人	1		指定事項
潜水士		〃	1		指定事項
潜水連絡員		〃	1		指定事項

引船運転　１日当り

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			鋼Ｄ 450PS型 331kw	600PS型 441kw	700PS型 515kw	
主燃料	重油	ℓ	375	500	585	指定事項
高級船員		人	2			指定事項
損料（換算）	供用	日	1.89			指定事項

繋船費（引船）

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
高級船員		人	2	指定事項

退避費（引船））

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			鋼Ｄ 450PS型 331kw	600PS型 441kw	700PS型 515kw	
主燃料	重油	ℓ	375	500	585	指定事項
損料（換算）	供用	日	1.89			指定事項

潜水士運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			Ｄ180PS型 3～5t吊 132kW		
			捨石本均し 捨石荒均し 被覆均し	被覆ブロック据付 消波ブロック据付	
主燃料	軽油	ℓ	145	110	指定事項
高級船員		人	1		指定事項
潜水士		〃	1		指定事項
潜水連絡員		〃	1		指定事項
損料（換算）	供用	日	1.91		指定事項

繋船費（潜水士船）

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			Ｄ180PS型 3～5t吊 132kW		
			捨石本均し 捨石荒均し 被覆均し	被覆ブロック据付 消波ブロック据付	
高級船員		人	1		指定事項
潜水士		〃	1		指定事項
潜水連絡員		〃	1		指定事項

引船運転１日当り　１日当り

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			鋼Ｄ 450PS型 331kw	600PS型 441kw	700PS型 515kw	
主燃料	重油	ℓ	374	500	585	指定事項
高級船員		人	2			指定事項
損料（換算）	供用	日	1.91			指定事項

繋船費（引船）　１日当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
高級船員		人	2	指定事項

退避費（引船））　１日当り

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			鋼Ｄ 450PS型 331kw	600PS型 441kw	700PS型 515kw	
主燃料	重油	ℓ	83×T	111×T	130×T	指定事項
損料（換算）	供用	日	1.91			指定事項

注）退避時間(T)は、往復距離(km)/航行速度(平均速度5.5km/h)とする。

掲載頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度））	摘要
単価表 単-28			（水産庁準拠）

現行（令和６年度）

1800-290-01　ラフテーレーンクレーン
ラフテレーンクレーン（排出ガス対策型）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
			全規格	
賃　料		日	1	

注）賃料は物価資料による。
固化工：ｽﾗﾘｰﾌﾟﾗﾝﾄ現場内移設による場合の油圧伸縮ジブ型25t吊については、排出ガス対策型（第2次基準値を適用する。）

1800-300-01　クローラクレーン
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ（油圧駆動式）（排出ガス対策型）運転１日当り（陸上ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏによる場合）　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
			（油）50～55t吊　132kw	
主　燃　料	軽　油	ℓ	69	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.30	指定事項

注）１．損料（換算）は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
２．使用原動機は、排出ガス対策型（第1次基準値）を適用する。

改定（令和７年度））

1800-290-01　ラフテーレーンクレーン
ラフテレーンクレーン（排出ガス対策型）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
			全規格	
賃　料		日	1	

注）賃料は物価資料による。
固化工：スラリプラント現場内移設による場合の油圧伸縮ジブ型25t吊については、排出ガス対策型（第2次基準値を適用する。）

1800-300-01　クローラクレーン
ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ（油圧駆動式）（排出ガス対策型）運転１日当り（陸上ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏによる場合）　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
			（油）50～55t吊　132kw	
主　燃　料	軽　油	ℓ	76	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	指定事項
損料（換算）	供　用	日	1.31	指定事項

注）１．損料（換算）は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
２．使用原動機は、排出ガス対策型（2014年規制）を適用する。

摘要

文言の修正

土木基準との横並びを図るため記載の更新

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-29			（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るための記載の更新

現行

1800-310-01　クローラ式杭打機
クローラ式杭打機（油圧ハンマ）運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 ﾗﾑ質量 4～4.5t 118kW 121kW	6.5～8t 132kW 132kW	10～12.5t 132kW 184kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	62	68	68	ベースマシン
〃	〃	〃	55	60	82	ハンマ
運転手	(特殊)	人	1	1	1	
特殊作業員		〃	1	1	1	
損料	運転	時間	6.2	6.2	6.2	
〃	供用	日	1.7	1.70	1.70	

注）数量欄の馬力は、上段ベースマシン、下段ハンマ機関出力を示す。

（省略）

1800-330-01　ペーパードレーン施工機
①ペーパードレーン施工機　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 20m以下 81kw	30m以下 96kw	40m以下 147kw	摘要
主燃料	軽油	ℓ	104	124	193	
運転手	(特殊)	人	1			
損料	運転	時間	6.9			
〃	供用	日	1.88			

施工管理計（ペーパードレーン用）　運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量 施工管理計	摘要
損料	運転	日	1	
〃	供用	〃	2.21	

改定

1800-310-01　クローラ式杭打機
クローラ式杭打機（油圧ハンマ）運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 ﾗﾑ質量 4～4.5t 117kW 121kW	6.5～8t 92kW 132kW	10～12.5t 136kW 184kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	58	47	70	ベースマシン
〃	〃	〃	51	56	77	ハンマ
運転手	(特殊)	人	1	1	1	
特殊作業員		〃	1	1	1	
損料	運転	時間	5.8	5.8	5.8	
〃	供用	日	1.55	1.55	1.55	

注）数量欄の馬力は、上段ベースマシン、下段ハンマ機関出力を示す。

（省略）

1800-330-01　ペーパードレーン施工機
①ペーパードレーン施工機　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 20m以下 81kw	30m以下 96kw	40m以下 147kw	摘要
主燃料	軽油	ℓ	104	124	193	
運転手	(特殊)	人	1			
損料	運転	時間	6.9			
〃	供用	日	1.75			

施工管理計（ペーパードレーン用）　運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量 施工管理計	摘要
損料	運転	日	1	
〃	供用	〃	2.00	

損料(供用)の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-29			（水産庁準拠）

現行

1800-340-01　トラック
①　トラック　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 2t積 98kW	8t積 186kW	11t積 257kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	20	38	52	
運転手	（一般）	人	1	1	1	
損料	運転	時間	4.7	4.7	4.7	
〃	供用	日	1.13	1.13	1.13	

単価表
単-30

②クレーン付トラック　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 2t積　2t吊 98kW	4t積　2t吊 132kW	4t積　2.9t吊 132kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	24	33	33	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	
損料	運転	時間	5.8	5.8	5.8	
〃	供用	日	1.23	1.23	1.23	

（省略）

1800-360-01　ブルドーザ
①ブルドーザ（排出ガス対策型）　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 3ｔ級 29kW	15ｔ級 100kW	21ｔ級 152kW	32ｔ級 208kW	湿地 16ｔ級 102kW	湿地 20ｔ級 139kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	23	80	145	202	85	132	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	1	1	
損料	運転	時間	5.3	5.3	6.3	6.3	5.3	6.3	
〃	供用	日	1.75	1.75	1.58	1.58	1.75	1.58	

注）使用原動機は、排出ガス対策型（第１次基準値）を適用する。

改定

1800-340-01　トラック
①　トラック　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 2t積 98kW	8t積 186kW	11t積 257kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	18	35	47	
運転手	（一般）	人	1	1	1	
損料	運転	時間	4.7	4.7	4.7	
〃	供用	日	1.13	1.13	1.13	

②クレーン付トラック　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 2t積　2t吊 98kW	4t積　2t吊 132kW	4t積　2.9t吊 132kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	23	31	31	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	
損料	運転	時間	5.8	5.8	5.8	
〃	供用	日	1.23	1.23	1.23	

1800-360-01　ブルドーザ
①ブルドーザ（排出ガス対策型）　運転１日当り　　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 3ｔ級 29kW	15ｔ級 100kW	21ｔ級 152kW	32ｔ級 208kW	湿地 16ｔ級 102kW	湿地 20ｔ級 139kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	21	69	139	189	74	126	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	1	1	
損料	運転	時間	4.9	4.9	6.3	6.3	4.9	6.3	
〃	供用	日	1.67	1.67	1.58	1.58	1.67	1.58	

注）使用原動機は、排出ガス対策型（第２次基準値）を適用する。

摘要

土木基準との横並びを図るため記載の更新

土木基準との横並びを図るため記載の更新

排出ガス対策型の基準値改定に伴う修正

掲載頁	現行	改定	摘要
単価表 単-30			（水産庁準拠） 土木基準との横並びを図るため記載の更新

②ブルドーザ（排出ガス対策型）　運転１日当り（標準運転時間によらない場合）　就業８時間

現行

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			11ｔ級　78kW	15ｔ級　100kW	
主燃料	軽油	ℓ	12×T	15×T	
運転手	（特殊）	人	1	1	
損料	運転	時間	T	T	
〃	供用	日	1.75	1.75	

注）１．作業能力より運転時間(T)を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
２．使用原動機は、排出気ガス対策型（第１次基準値）を適用する。

改定

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			11ｔ級　78kW	15ｔ級　100kW	
主燃料	軽油	ℓ	11×T	14×T	
運転手	（特殊）	人	1	1	
損料	運転	時間	T	T	
〃	供用	日	1.67	1.67	

注）１．作業能力より運転時間(T)を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
２．使用原動機は、排出気ガス対策型（第２次基準値）を適用する。

排出ガス対策型の基準値改定に伴う修正

1800-370-01　クローラローダ
クローラローダ　運転１日当り　就業８時間

現行

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			1.8～1.9m3　112kW	
主燃料	軽油	ℓ	80	
運転手	（特殊）	人	1	
損料	運転	時間	4.7	
〃	供用	日	1.44	

改定

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			1.8～1.9m3　112kW	
主燃料	軽油	ℓ	75	
運転手	（特殊）	人	1	
損料	運転	時間	4.7	
〃	供用	日	1.44	

土木基準との横並びを図るため記載の更新

1800-380-01　ホイールローダ
ホイールローダ（排出ガス対策型）　運転１日当り　就業８時間

現行

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			0.8m3 42kW	1.2m3 62kW	1.9～2.1m3 91kW	3.1～3.3m3 156kW	
主燃料	軽油	ℓ	30	45	66	120	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	
損料	運転	時間	4.7	4.7	4.7	5.0	
〃	供用	日	1.55	1.55	1.55	1.50	

注）使用原動機は、排出ガス対策型（第１次基準値）を適用する。

改定

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			0.8m3 42kW	1.2m3 62kW	1.9～2.1m3 91kW	3.1～3.3m3 156kW	
主燃料	軽油	ℓ	28	42	61	110	
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	
損料	運転	時間	4.7	4.7	4.7	5.0	
〃	供用	日	1.55	1.55	1.55	1.50	

注）使用原動機は、排出ガス対策型（第１次基準値）を適用する。

単価表
単-31

1800-390-01　ダンプトラック
ダンプトラック　運転１日当り　就業８時間

現行

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			10ｔ積級　246kW	
主燃料	軽油	ℓ	65	
運転手	（一般）	人	1	
損料	運転	時間	5.9	
〃	供用	日	1.29	
ﾀｲﾔ損耗費及び補修費	〃	〃	1.29	

改定

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			10ｔ積級　246kW	
主燃料	軽油	ℓ	58	
運転手	（一般）	人	1	
損料	運転	時間	5.9	
〃	供用	日	1.29	
ﾀｲﾔ損耗費及び補修費	〃	〃	1.29	